平成２１年（フ）第１０４３号
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目６番106―209号
破産者　有村　史子
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３３３号
大阪府守口市東町２丁目17番９号
破産者　鈴木　功一
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９９２号
大阪府大東市太子田３丁目２番25号
破産者　山本　賢治
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２９８号
大阪市生野区林寺１丁目５番15号クレール林寺604号
破産者　寺川　英一
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５２０号
大阪市鶴見区放出東１丁目５番３号レオパレスオーク206号、前住所大阪府枚方市招提大谷３丁目24番８号
破産者　久保　健二
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１２６号
大阪府吹田市津雲台２－１－Ｃ18―306号、住民票上の住所大阪府吹田市青山台２丁目６番Ｂ１―410号
破産者　福田美由紀（旧姓山本）
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１５９号
大阪市大正区鶴町３丁目６番６―308号
破産者　吉岡　浩幸
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１９４号
大阪市東淀川区豊里７丁目34番７号第Ⅱパールマンション202号
破産者　馬場　勝英
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２３２号
大阪市平野区背戸口１丁目21番21号　メゾン平野301号、開始決定時の住所大阪市浪速区日本橋東３丁目16番26号　三水マンション603号
破産者　ＳＰＬＡＳＨ　ａｎｄ　ＳＡＭＭＹこと　山下　敏生
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３２５号
大阪市都島区友渕町１丁目３番11―910号
破産者　南方　奎二
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３９１号
大阪市淀川区西三国２丁目10番３号、住民票上の住所大阪府豊中市箕輪１丁目11番６号
破産者　成創こと　佐藤　睦治
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３９９号
大阪市鶴見区諸口２丁目６番１―609号
破産者　坪田　英明
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４２０号
大阪府茨木市橋の内３丁目26番８号
破産者　住吉　壽美
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５１７号
大阪市港区弁天５丁目14番22号井筒ビル302号、前住所大阪市旭区高殿２丁目６番20号
破産者　吉岡　英二
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２７号
堺市西区鳳南町５丁685番地７
破産者　福田　　茂
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６１３号
神戸市兵庫区浜山通２丁目５番15―708号御崎南ビル
破産者　小林　良子
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０７９号
神戸市中央区生田町２丁目１番７―207号、前住所岡山県倉敷市北畝６丁目５番20号
破産者　仁科　俊之
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９９号
岡山県倉敷市玉島中央町２丁目10番10号
破産者　守屋　光信
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２０１号
岡山県倉敷市玉島1553番地
破産者　守屋　万秀
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係